○四国地方整備局告示第二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月五日

四国地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十三号及び百九十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
高知市旭町一丁目字観音堂三番二から同市旭町一丁目字下中田四〇番まで	前	二〇・六〇～三三・六〇メートル
	後	二六・七〇～三三・六〇メートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第二十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月五日

四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十三号及び百九十四号	高知市旭町一丁目字観音堂一番から同市旭町一丁目字下中田五一番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月五日

○九州地方整備局告示第二十号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十二年三月五日

九州地方整備局長　岡本　博

名称　海の中道海浜公園

位置　福岡県福岡市東区大字奈多及び大字西戸崎

区域　別紙図面のとおり（略）

（九州地方整備局に閲覧所を設け、平成二十二年三月五日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十二年三月二十日

○北海道開発局告示第二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月五日

北海道開発局長　関　克己

一(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道磯谷郡蘭越町蘭越町二三〇番三から同町蘭越町二三六番二まで	前	一八・〇〇～一八・五〇メートル
	後	一八・二〇～二四・五〇メートル 〇・一二四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

二(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
名寄市字智恵文二九六四番一三から北海道中川郡美深町字南町二二六番一まで	前	一三・〇〇～二三・〇〇メートル 六八・二八～七〇・六九三キロメートル	
	後	一三・〇〇～二二・五〇メートル 六八・二八～二六二・二七 八・三九六～七・六九三キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

三(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
北海道岩内郡共和町宮丘一七二一番一から同町梨野舞納一〇一九番まで	前	BA 一二・〇〇～四二・〇〇メートル 九・〇〇～一八・〇〇キロメートル	
	後	BA 一二・〇〇～四二・〇〇メートル 九・〇〇～一八・〇〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

四(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十一号及び四百五十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
石狩市浜益区群別一二九二番六から同市浜益区群別三六七番一二まで	前	六五・五〇～六九・〇〇メートル
	後	六二・〇〇～六七・〇〇キロメートル 〇・〇四二

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

五(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十八号及び二百三十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
紋別市大山町四丁目二五番四から同市大山町四丁目二五番五まで	前	二六・〇〇～六二・〇〇メートル
	後	二八・〇〇～六三・〇〇キロメートル 一九七
紋別市渚滑町三丁目四二番六から同市渚滑町三丁目四八番一まで	前	二九・〇〇～三一・〇〇メートル
	後	二九・〇〇～四一・〇〇キロメートル 〇・〇八五

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月五日

北海道開発局長　関　克己